九十三条の九第一項第一号の項中「（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）」を削り、同表改正前国共済法第百二十四条の二第一項の項中

政令で定めるもの（第四項	国家公務員共済組合法施行令第四十三条第一項に規定の（第四項

を

政令で定めるもの（第四項	国家公務員共済組合法施行令第四十三条第一項に規定の（第四項
）に使用される	）（他の法令の規定により国家公務員共済組合法第の二第一項に規定する公庫等とみなされた法人を項において同じ。）に使用される
公庫等職員」という	公庫等職員」という。）（他の法令の規定により同る公庫等職員とみなされた者を含む。以下同じ

を

規定するも
百二十四条
含む。第四
項に規定す

に、「同条第二項」を「同令第四十三条第二項」に改める。

第十三条第一項の表平成十二年改正法附則第十一条第四項の項及び平成十二年改正法附則第十二条第六項の項中

組合員期間の計算	旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追間。（以下「追加費用対象期間」という。）を合算う。以下同じ。）の計算

を

組合員期間の計算	は、」とあるのは「は、基準日後組合員期間以後の」と、「）の
平成十五年四月以後の組合員期間（以下「基準日後組合員期間」という。）の計算	）をいう。以下同じ。）の

を

（平成十五年四月
が」と、」を削る。

に改め、「旧国家公務員共済組合員期間が」とあるのは「基準日後組合員期間

第十四条第一項中「改正後国共済法第百三条から第百七条まで及び別表第二」を「第百三条、第百六条並びに第百七条、改正後国共済法第百四条及び第百五条」に改め、同項の表改正後国共済法第百三条第一項の項中「改正後国共済法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第十五条第二項の表なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の六第一項の項中「（改正後厚生年金保険法」を「（厚生年金保険法」に改め、同表なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の七の項中「第七十六条の六第一項」を「第七十八条第二十一条中「改正後国共済法第百三条から第百七条まで」を「国家公務員共済組合法第百三条、第百六条及び第百七条並びに改正後国共済法第百四条及び第百五条」に、「改正後国共済法第百三条第一項」を「国家公務員共済組合法第百三条第一項」に改める。

第百十八条中「を支給する場合には」を「の支給については」に改める。

第百四十五条中「改正後国共済令第九条の三第二項」を「国家公務員共済組合法施行令第九条の三第二項」に、「改正後国共済令第九条の三の」を「同令第九条の三の」に改める。

（平成二十八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第三条　平成二十八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十九年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令

本則中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、本則の表中「一・二二一」を「一・二二〇」に、「一・二三一」を「一・二三〇」に、「一・二五七」を「一・二五六」に、「一・二六三」を「一・二六二」に、「一・二六九」を「一・二六八」に、「一・二七九」を「一・二七八」に、「一・二九〇」を「一・二八九」に、「一・二九一」を「一・二九〇」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第一項及び第十三条第一項の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

3　平成二十九年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十二号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十五第一項中「）第四条第一項及び」を「）第三条の三、第四条第一項及び第二項並びに」に改め、「第七条第三項及び第五項、」を削り、「、第十八条、第二十一条第二項、第二十三条の二並びに第二十七条の二」を「及び第十八条」に、「病床の許可等」を「届出の受理等」に改め、同条第三項中「医療計画」の下に「（以下この条及び次条において「医療計画」という。）」を、「とする」と」の下に「、同条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、医療計画の達成の推進のため、当該診療所の所